

## 令和5年度飯能市住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(追加7万円分)のご案内

- 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(追加7万円分)は、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金の額は、1世帯あたり7万円です。

### 支給対象世帯と支給手続きの方法

以下のすべてに該当する世帯 ※あてはまるものに☑をしてください

- ①基準日(令和5年12月1日)において飯能市に住民登録がある。
- ②世帯全員の令和5年度住民税が非課税である。
- ③被扶養者のみで構成される世帯ではない。(裏面のQ3をご覧ください)

すべてに☑が  
ついたら

すべてに☑が  
つかなかったら

本給付金の支給対象外です。

以下のすべてに該当する世帯 ※あてはまるものに☑をしてください

- ①令和5年1月1日において飯能市に住民登録がある。
- ②令和5年度に、飯能市から「住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(3万円)」を世帯主名義の口座振込で受給し、世帯主の変更がない。
- ③世帯員の中に、住民税について未申告者がいない。

すべてに☑が  
ついたら

すべてに☑が  
つかなかったら

手続きは不要です

- ①令和6年1月下旬に、飯能市から支給対象世帯の世帯主に対し、支給予定通知を送付します。
- ②令和5年度に住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金(3万円)を受給した口座に、給付金を振り込みます。

手続きが必要です

- ①申請期限は、令和6年3月29日(金)です。
- ②申請書は、飯能市ホームページからダウンロードするか、飯能市役所地域・生活福祉課給付金担当等で配布します。  
※対象と思われる一部の世帯へは令和6年1月下旬に、飯能市から世帯主に対し、申請書類を送付します。  
※世帯の中に住民税について未申告者がいる世帯については、住民税の申告が必要となります。

⚠ 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の【振り込め詐欺】や【個人情報の詐取】にご注意ください!

自宅や職場などに、国、都道府県、市区町村(の職員)を語る不審な電話や郵便があった場合は、飯能市役所や飯能警察署にご連絡ください。

## よくある質問（Q&A）

Q-1	給付金を受け取るのは誰になりますか？
A-1	支給対象者は、世帯主になります。
Q-2	給付金はどのように受け取るのですか？
A-2	世帯主名義の銀行口座に振り込みとなります。 令和5年度に「住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（3万円）」を世帯主名義の口座振込で受給した方は、同じ口座に振り込みますので手続きは不要です。令和5年度の給付金（3万円）とは違う口座で受給したい方や、現金手渡しでの受給を希望する方は手続きが必要です。
Q-3	被扶養者のみで構成される世帯とはどういう場合ですか？
A-3	世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合を指します。 例えば、大学生や年金受給者等、別世帯の親や子などから扶養されている世帯は支給対象外となります。
Q-4	基準日（令和5年12月1日）において、飯能市に住民登録があり、令和5年度住民税が非課税なのに、支給予定通知が送られてきませんがどうしてですか？
A-4	「同一世帯の中に未申告者がいる」場合又は「令和5年度に住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金（3万円）を受給していない」場合は支給予定通知を送付していません。申請方式で対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。
Q-5	世帯員の中に未申告者がいる場合、申告をすれば対象になりますか？
A-5	申請手続きの前に、未申告者が住民税の申告をし、世帯全員の令和5年度の住民税が非課税であることが確認できた場合は、本給付金の対象となる可能性があります。
Q-6	令和5年1月2日から基準日（令和5年12月1日）までに飯能市に転入した場合は対象となりますか？
A-6	申請方式で対象となる可能性がありますので、前住所地の非課税証明書をご用意のうえ、申請手続きを行ってください。
Q-7	配偶者からの暴力により避難している場合は対象になりますか？
A-7	配偶者からの暴力を理由に避難し、事情により住民票を移すことができていない方は、申出期間中に現在居住する市町村に申し出ることにより、その市町村から給付が受けられる場合があります。

○その他詳細につきましては、飯能市ホームページをご覧ください。以下の担当までご相談ください。

### お問い合わせ

担当 飯能市福祉子ども部地域・生活福祉課給付金担当  
住所 飯能市大字双柳1番地の1 飯能市役所本庁舎1階101会議室  
電話 042(978)8031 受付時間 9時から17時まで（土日祝日を除く）  
Eメール kyufukin@city.hanno.lg.jp